

特定非営利活動法人 アクティブつくば 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 アクティブつくばという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、つくば市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを通じて交流し、自己表現を体感できる生涯スポーツ社会を実現することを基本理念とする「つくば市スポーツ振興基本計画」に則り、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、市民一人ひとりが、スポーツに関わる活動を満足に行うことができるように、地域における人材、施設、情報、ネットワークなどのスポーツ資源を有効に活用し、様々なイベントやプログラムの運営及び支援事業を通して、健康でいきいきとした生活(Active Life)をおくることができる「スポーツによる健康な街つくば」の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - スポーツの振興及び健康増進を図るイベントや教室のマネジメント事業
 - スポーツ及び健康ボランティアの育成・管理事業

総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業
スポーツ及び健康増進に関する調査研究事業
スポーツ及び健康増進に関する情報提供事業
スポーツ及び健康増進施設の管理・整備事業
スポーツ及び健康増進に関する国際交流事業
スポーツ及び健康増進による地域産業活性事業
スポーツ及び健康増進に関するインターンシップ及び雇用機会提供事業
その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

スポーツ及び健康増進に関する物品販売事業
スポーツ及び健康増進に関する出版事業
スポーツ及び健康増進に関する講習・講演会事業

2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、当法人の維持発展を支援するために入会した個人または団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力するために入会した学生

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 1 0 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することが出来る。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 1 2 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25人以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に、当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(開催)

第 2 6 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき

(3) 監事が第 1 6 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき

(召集)

第 2 7 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 2 8 条 議会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 2 9 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 3 0 条 総会における議決事項は、第 2 7 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 1 条 各正会員の議決権は平等なものとする

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決を委任することができる

3 前項の規定により議決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 2 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 3 3 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 3 4 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 3 5 条 理事会は、理事長が召集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

(召集)

第 3 6 条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 0 日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第2項の適用については、理事会に出席したとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特別非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特別非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業に関する事業会計

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 5 1 条 予算をもって定めるもののほか , 借入金の借入れその他の新たな事務の負担をし , 又は権利の放棄をしようとするときは , 理事会の議決を経なければならない .

第 9 章 定款の変更 , 解散及び合併

(定款の変更)

第 5 2 条 この法人が定款を変更しようとするときは , 総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経 , かつ , 法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない .

(解散)

第 5 3 条 この法人は , 次に掲げる事由により解散する .

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) この法人の目的はすでに達成されたと認められるとき
- (4) 正会員の欠亡
- (5) 合併
- (6) 破産
- (7) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは , 正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない .

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは , 所轄庁の認定を得なければならない .

(残余財産の帰属)

第 5 4 条 この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く) したときに残存する財産は , 法第 1 1 条第 3 項に掲げるもののうち , 総会において選定された他の法人に譲渡するものとする .

(合併)

第 5 5 条 この法人が合併しようとするときは , 総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経 , かつ , 所轄庁の認証を得なければならない .

第 1 0 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 6 条 この法人の公告は , この法人の掲示板に掲示するとともに , 官報に掲載して行う .

第 1 1 章 事務局

(事務局の設置)

第 5 7 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(委員会部会の設置)

第 5 8 条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を得て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(職員の任免)

第 5 9 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 6 0 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 2 章 雑則

(細則)

第 6 1 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 江田昌佑

理事 高橋健夫

同 関正樹

同 高松薫

同 河野一郎

同 永井純

同 萩原武久

同 飯田稔

同 都澤凡夫

同 長谷川聖修

同 柳沢和雄

同 久野譜也

同 仲澤眞
同 長谷川悦示
同 石山隆行
同 沼尻満男
同 香田泰子
同 荒井宏和
同 遠藤愛
同 石川慎之助
同 平塚知真子
監事 鯨井規功
監事 木砂一郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から最初の通常総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金		0	円
(2)	会費	正会員	5,000	円/年
		団体会員	10,000	円/年
		賛助会員	10,000	円/年
		学生会員	2,000	円/年